『年金ニュース』

「無年金者にも最後のチャンス」

一時の思い違いや、経済上の都合などで、国民年金に当然加入するはずなのに、今まで加入しなかった人に、最後の加入のチャンスが与えられます。

この人たちは、今年七月一日から、昭和五十五年六月三十日までの二年間に加入の手続きを済ませ、滞納していた保険料を納めることができます。

滞納保険料額は、一か月につき、四、〇〇〇円の割で納めることにより、老令年金の受給資格が認められます。

この申出のできる人は、明治四十四年四月二日以後生れの当然加入の人だけです。

任意加入の人は、適用外です。

くわしく知りたい人は、今すぐ住民福祉課年金係にご相談ください。

お葬儀についてのお願い

～妙有院より～

ご逝去された、お方のご遺体を荼毘（だび）にふす際は、葬祭場の職員がねんごろにお取扱い申し、きれいなお骨になるようお祈りしているわけでありますが、亡くなられた方への追慕から、いろいろな品物を、お棺にお入れの方があります。

そのため、せっかく心して荼毘にふされた方のお骨が黒くなったり、ご遺体が燃え残ったり、ガラス瓶がとけて、ロストルや、お骨にこびりついたりして、拾骨のとき困ることがあります。そのつど、火葬炉の故障があり修理しております。

是非、皆様よりご注意いただいて、きれいなお骨をお納めくださるようお願いいたします。

老人医療費受給者証の更新です

老人医療費受給者証は一年ごとに更新することになっております。更新手続を次の日程で行ないます。

持参するもの

(1) 印鑑　(2) 健康保険証又は組合員証

(3) 老人医療費受給者証

都合の悪い人は家族の代理でも結構です。

昭和53年度老人医療費受給者証更新日程

月　日	場所	時間	区域
6月26日（月）	間瀬支所	AM 9.00～12.00	間瀬1区～間瀬4区
		PM 1.00～4.00	間瀬5区～間瀬7区
6月27日（火）	岩室公会堂	AM 9.00～12.00	岩室
		PM 1.00～4.00	樋曾，栄，橋本
6月28日（水）	石瀬公会堂	AM 9.00～12.00	金池，久保田，猿ヶ瀬
		PM 1.00～4.00	石瀬
6月29日（木）	岩室農協	AM 9.00～12.00	南谷内，北野，夏井西中
		PM 1.00～4.00	潟上，白鳥，西長島横曾根，西船越，新谷，油島，高畑
6月30日（金）	岩室村役場	AM 9.00～12.00	和納1区～和納5区
		PM 1.00～4.00	和納6区～和納12区
7月1日（土）	岩室村役場	AM 9.00～12.00	原，津雲田，富岡，高橋

戸籍シリーズ(28)　離婚と家庭裁判所

離婚の方法としては、協議離婚、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚の四つがあります。協議離婚は、夫と妻が話し合って離婚することに合意し、これに基づいて夫婦が離婚届書に各自署名押印し、成年の証人二人から署名押印をもらって、市役所又は、町村役場に届け出るもので、諸外国に例の少ない当事者の合意による離婚手続です。

調停離婚は、家庭裁判所の調停によって離婚する方法です。また、家庭裁判所は、調停手続において離婚の調停が成立しない場合においても、相当と認めるときは、中立の趣旨に反しない限度で、当事者双方の公平を考慮して、離婚の審判をすることができます。これが審判離婚です。

裁判離婚は、家庭裁判所の調停や審判でも離婚に至らず、なお夫婦の一方がどうしても離婚を望む場合に、地方裁判所に離婚の訴えを起こして離婚判決を得る方法です。離婚判決は、法律が定める離婚原因のある場合に限り、認められます。しかし、離婚を請求する当事者に、離婚原因についての主たる責任がある場合は、離婚の請求は一般に許されないことに留意する必要があります。

以上四つの方法のうち、協議離婚が手続上には一番簡単で、離婚した夫婦の約九〇パーセントは、この方法をとっています。しかし、この協議離婚は、一方が離婚に反対したり、子供の親権者の指定や金銭的な要求について話合いがつかないとできません。このような場合に、家庭裁判所の調停手続が活用されているのです。

離婚の調停を申し立てるためには、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所に、夫婦の戸籍謄本を添えて申立書を提出するのです。家庭裁判所では、申立てを受理しますと、できるだけ早く第一回目の調停日を定め、当事者に連絡しますが調停を開く前に、事実関係を明らかにする必要がある場合は、第一回の調停期日前に、家庭裁判所の調査官が紛争の実情等を調べます。当事者に情緒的な混乱や生活上の困窮などの問題があれば、家庭裁判所調査官は、面接によって当事者の気持ちを和らげたり、社会福祉機関と連絡調整を行い、当面している困難な状況を打開するなどして安心して調停に臨めるよう配慮しております。

調停委員会では、離婚調停の申立てがあったからといって、常に当事者に離婚を勧めるとは限りません。調停では、夫婦や子供の生活状況など一切の事情を十分に調べての紛争背景を明らかにし、もし夫婦間に和合の可能性があれば、もう一度円満な婚姻生活が回復できるように助言するのです。

家庭裁判所では、夫婦間の事件として、離婚の調停だけでなく、円満調整を求める調停、生活費を請求する調停なども取り扱っています。夫婦間の問題は、とかく当事者が感情的になり、冷静な話合いができにくいものです。紛争が起きたときは、公正で中立な家庭裁判所を早目にご利用下さるようお勧めします。

以上、離婚と家庭裁判所の関係について、そのあらましを説明申し上げましたが、詳しいことは、最寄りの家庭裁判所に御相談下さい。

強固たる消防力の結集を願い　消防定期演習を開催

6月18日

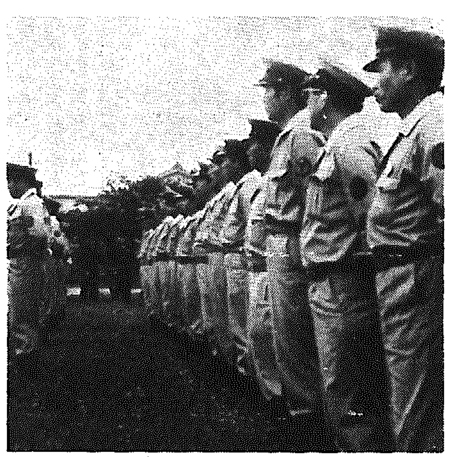

この演習は、火災発生の未然防止と万一の火事の際被害を最少限度におさえ地域住民の防火思想の高揚を図り、併せて操法、諸訓練などを通じて消防技術の向上と団員の士気を高める目的で、毎年行う恒例行事です。

尚、当日は、午前七時に演習招集信号で警鐘を点打いたします。

●―●●●―●―●●●

119番は緊急電話

最近一一九番を火災や救急の問い合わせに使用される方が多くなっておりますが、緊急事態が発生した場合混乱いたしますので、問い合わせ等は一般電話にお願いいたします。

また、火災発生時消防署は、通信員一名を残こし全員出動いたします。その通信員は関係機関への通報などで大わらわです。火災についての問い合わせは、しばらくあとにして下さい。

消防署一般電話　二一―三三六〇番

!!焚火（たき）をする時は消防署に届出を!!

最近消防署に届出をせず焚火をする人が増えてきました。無届で火災と紛らわしい大きな焚火をした場合隣接の消防署や、村民の方々から「〇〇付近で大きな煙が上っているが火事ではないか。」と問い合わせの電話が多く消防署では混乱を生じています。また、気象状況によっては、途中でも焚火は中止してもらう事になっていますが、焚火をしている責任者の連絡先が不明では連絡のつけようがありません。

焚火の際は面倒でも左記の要領で、消防署に連絡願います。

○焚火をする責任者の氏名、連絡先

○場所（部落の詳しい場所）

○日時（何日の何時～何時まで）

○何を焼却するのか。

尚焚火のできる時間は日出から日没の間となっております。焚火の際は周囲に燃えやすいものはないか、また、水や消火器等を用意し、終えた時は水をかけ完全に消して残火のないようにして下さい。（消防岩室分署）

森林の立木伐採は届出が必要!!

森林の立木を伐採しようとする人は、森林法により伐採を開始する前、あらかじめ県知事に届出をしなければなりません。

届出は役場を経由することになっておりますので、届出用紙や詳しいことは役場農政課へ問い合せください。

◇国定公園区域内の伐採は**許可**が必要です。

◇国定公園区域外の伐採は**届出**が必要です。

伐採のあとには必ず植林をいたしましょう。

停電のお知らせ

次の地域で作業停電があります。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のうえご協力ください。

6月13日　9時～12時　間瀬の全部

6月20日　9時～12時　車田、油島の全部

"所得税が還付されます"

昭和五十二年所得税の特別減税

昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は、一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

そこでそのあらましを説明しますと

＜還付を受けられる人＞

還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

＜還付方法とその手続＞

①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社等に勤務しているサラリーマンは、六月～七月ころに勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する"事業所得者などの場合"と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人には、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますので、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他の人の場合

今年になって五月末までに退職した今や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を提出していない人は、確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、税務署へおたずねください。

今月の納税

村県民税　一期

国民健康保険税　一期

納期限　六月三十日